

日本年金機構からのお知らせ

お願い 算定基礎届は7月10日までに提出ください

算定基礎届の目的

被保険者の実際の報酬と健康保険および厚生年金保険の標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、毎年7月の提出期間内に算定基礎届の提出が必要です。

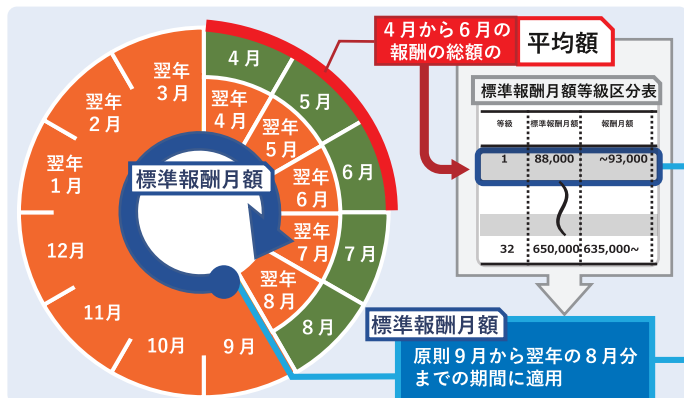
令和7年の提出期間

提出期間は **7月1日(火)から7月10日(木)まで**です。

標準報酬月額の決定方法

令和7年4月から6月に支払われた報酬の総額の平均額を標準報酬月額等級区分に当てはめて決定します。

決定された標準報酬月額は、原則令和7年9月から翌年8月までの各月の保険料や将来の年金額計算の基礎になります。



ご案内 算定基礎届の手続きには、「電子申請」をご利用ください！

電子申請には、メリットがたくさんあります

Point. 1 いつでもどこでも申請



24時間365日オンラインで申請できるので、提出期間の短い算定基礎届でも、安心してお手続きいただけます。

Point. 2 事務処理が速い



申請の結果が電子通知書で届くため、紙の通知書よりも従業員の標準報酬月額が早く確認できます。

Point. 3 コスト削減



紙や電子媒体の届書にかかる郵送費を抑えられます。交通費もかかりません。

昨年度は算定基礎届の**71%**が電子申請で提出されました！

お手続きの方法は、日本年金機構のホームページをご覧ください

- 日本年金機構ホームページから対話形式により24時間いつでも自動で対応する、相談チャット総合窓口が利用できます。
- 相談チャットでは算定基礎届に関するご質問にも対応しています。

📍ホームページはこちらから

日本年金機構 電子申請

検索



<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

📍相談チャットはこちらから

相談チャット総合窓口



<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>

電子申請の操作にご不安のある方は、お電話によるサポートもうけたまわります

ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構「電子申請・電子媒体申請」照会窓口）

0570-007-123（ナビダイヤル）→「2番」をお選びください

※ 050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913→「2番」（受付日時等はHPをご覧ください）



日本年金機構
Japan Pension Service

裏面へつづく

国民年金保険料の全額免除や一部免除の承認を受けた期間がある場合には、国民年金保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

また、納付猶予や学生納付特例を受けた期間は、老後の年金額に反映されません。

ただし、**10年以内であれば保険料を後払い（追納）して、年金額を増やすことができます。**

追納すると、以下のメリットがありますので、是非ご利用ください。

追納する2つのメリット

1.老後の年金額が一生にわたり増えます！

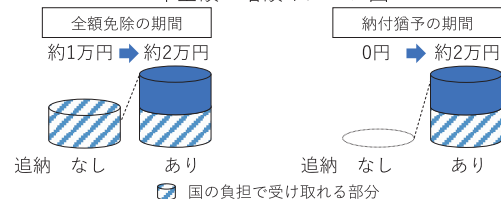
1年間分追納をすると、老後の年金が年間で

○全額免除の期間は約1万円

○納付猶予（学生納付特例）の期間は**約2万円増えます。**

※全額免除の期間は、保険料を納めなくても、国の負担により年金額が2分の1保障されています。

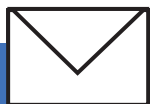
<年金額の増額イメージ図>



2.社会保険料控除の対象となります！

追納保険料は「社会保険料控除」の対象となり、税金の負担が軽減されます。

※追納は、申込書の提出が必要です。日本年金機構のホームページをご確認ください。



年金だより

令和7年度「わたしと年金」エッセイ募集のご案内

日本年金機構は、厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」と位置づけ、国民の皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただくための周知・啓発活動を展開しています。

この取り組みの一環として、広く皆さまから公的年金をテーマにしたエッセイを募集します。

公的年金の大切さや意義を、皆さまと一緒に考えていきたいと思いますので、ふるってご応募ください。

【募集作品】 公的年金の大切さ、応募者ご自身やご家族との公的年金制度のかかわりなど、「わたしと年金」をテーマにしたエッセイ

【募集期間】 令和7年6月2日（月）～令和7年9月8日（月）当日消印有効

【応募資格】 中学生以上の方

【賞】 厚生労働大臣賞・日本年金機構理事長賞・優秀賞・入選

【発表】 受賞作品は、11月に日本年金機構ホームページで発表します。

【後援】 厚生労働省、文部科学省、全国高等学校長協会、全国都道府県教育委員会連合会

※募集の詳細・過去の受賞作品は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

